

平成29年12月1日
事務連絡

一般財団法人 日本航空協会会長 殿

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課長

小型航空機の使用者に対する事業許可取得に向けた周知について

平素より航空行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年7月、調布飛行場を離陸した小型航空機が墜落し、経路下の住宅を大破させ、住民を含む3名が死亡、5名が負傷するという事故を受け、小型航空機を使用して航空機使用事業等を行おうとする場合には航空法に基づく許可が必要であることを改めて周知するため、ペーパーを作成し、共有させていただいているところです。

今般、ペーパー中の「有償」の用語の解説等を修正いたしましたため、添付のとおり再度共有させていただく次第です。

貴団体におかれましては、当該ペーパーを用いて、引き続き、ホームページへの掲載や関連施設への掲示、会報への折り込みなど、可能な限り、会員の皆様に周知していただけますと幸いでございます。

今後とも、航空業界の健全な発展のため、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課

江川 (egawa-a2ey@mlit.go.jp)

佐藤 (satoh-m25k@mlit.go.jp)

Tel : 03-5253-8706 (直通)